

## 【実施要項】

労働安全衛生法第14条により、木工加工用機械(丸のこ盤・帯のこ盤・かんな盤・面取り盤及びルーターに限るものとし、携帶用のものを除く。)を5台以上(当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上)有する事業場では、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の事項を行わせなければならないと定められています。

### 1 受講資格

- (1) 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) 次の各号に掲げる訓練を修了した後、2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有する者
  - ① 職業能力開発促進法施行規則別表第2に定める  
**製材機械系製材機械整備科、建築施工系木造建築科、建築施工系枠組壁建築科、木材加工系木工科、木材加工系木型科 の普通職業訓練を修了した者**
  - ② 職業能力開発促進法施行規則別表第6に定める  
**居住システム系建築科、居住システム系住居環境科、居住システム系インテリア科 の高度職業訓練を修了した者**
  - ③ 改正前職業能力開発促進法施行規則別表第3に定める  
**製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材料科、合板製造科 の養成訓練を修了した者**  
(改正前職業訓練法による養成訓練として行われたものを含む)
  - ④ 改正前職業能力開発促進法施行規則別表第3の2に定める  
**建築科、室内造形科 の養成訓練を修了した者**  
(改正前職業訓練法による養成訓練として行われたものを含む)
  - ⑤ 職業能力開発促進法施行規則別表第8に定める  
**建築システム工学科 の指導員訓練を修了した者**  
改正前職業能力開発促進法施行規則別表第8に定める  
**建築工学科、造形工学科 の指導員訓練を修了した者**  
**建築科、木材加工科 の指導員訓練を修了した者**  
(旧前職業訓練法による指導員訓練として行われたものを含む)
  - ⑥ 改正前職業訓練法施行規則別表第2に定める  
**製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材料科、合板製造科 の普通職業訓練を修了した者**  
旧職業訓練法施行規則別表第二に定める  
**製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材料科、合板製造科 の養成訓練を修了した者**

### 2 講習日時等

日	時間	場所
令和8年2月4日(水)	09:00～18:30	和歌山木材会館 2階大会議室 (和歌山市西浜1660-180)
令和8年2月5日(木)	09:00～18:30	

※ 両日とも、8時45分から受付を開始します。

### 3 募集定員 30名(先着順)

4 募集〆切 令和 8年 1月 26日(月) 必着

5 講習時間と講習科目

	時 間		科 目
1日目	09:00~11:05	2 時間	① 関係法令
	11:10~12:10	6 時間	② 作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識
	13:10~18:30		
2日目	09:00~11:05	2 時間	③ 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識
	11:10~12:10	5 時間	④ 作業の方法に関する知識
	13:10~17:25		
	17:30~18:30	1 時間	筆記試験

6 受講区分と講習科目の一部免除

受 講 区 分		免除科目
区分 A	区分 B 又は区分 C に該当しない者(全科目受講)	なし
区分 B	(1) 前記、1 受講資格の(2)-①②③④⑥に該当する者	上表5 講習科目 の②③④ を免除
	(2) 職業開発促進法施行規則別表第 4 に定める <b>製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材料科の普通職業訓練</b> を修了した者 (旧職業能力開発促進法及び旧職業訓練法による能力再開発訓練として行われたものを含む)	
	(3) 職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 の 3 に定める <b>機械木工</b> (木工機械整備作業を選択した者に限る)、 <b>家具製作</b> (家具手加工作業を選択した者に限る)、 <b>建具製作</b> (木製建具手加工作業を選択した者に限る)又は <b>建築大工</b> に係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者	
	(4) 職業能力開発促進法施行規則別表第 11 に定める <b>製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科、木型科</b> に係る <b>職業訓練指導員免許を受けた者</b> 改正前職業能力開発促進法施行規則別表第 11 に定める <b>合板科</b> に係る <b>職業訓練指導員免許を受けた者</b>	
区分 C	(5) 林業労働災害防止協会が労働災害防止規定に基づき実施する <b>製材安全士</b> の 講習を修了した者	上表5の ②を免除

7 受 講 料 (受講区分は、上表6を参照) (消費税 10%を含む)

受講区分	受 講 料	テキスト代	合 計
区分 A	22,000 円	2,200 円	24,200 円
区分 B	8,800 円	2,200 円	11,000 円
区分 C	16,500 円	2,200 円	18,700 円

受講申込者少數の場合、講習を中止することがあります。開講の有無が確定次第、連絡致しますので、連絡が入ってから講習日前日までに下記口座へお振込み願います。(振込手数料はご負担願います)

【振込先】 紀陽銀行 本店営業部 普通 681571  
林業木材製造業労働災害防止協会和歌山県支部

## 8 申込方法

- (1) 受講申込書に必要事項を記入押印し、証明写真及び必要書類を添付の上、当支部へ郵送すること。
- ▶ 証明写真 6ヶ月以内に撮影した証明写真(縦3.0cm×横2.4cm) 2枚(受講申込書用と修了証用)
  - ▶ 添付書類 ① 受講資格が1-(1)に該当する者は、受講申込書の実務経験証明欄に木材加工用機械の作業に3年以上従事した経験を有する証明を受けること。  
② 受講資格が1-(2)のいずれかに該当する者は、実務経験(2年以上)の証明と併せて、当該職業訓練を修了したことを証明する書面(写)を添付すること。  
③ 本人確認書類(運転免許証等(写))を添付すること。  
④ 受講科目の一部免除を申請する場合は、当該資格を有することを証明する書面(写)を添付すること。
  - ▶ 郵送先 〒641-0036 和歌山市西浜1660-180  
林材業労災防止協会和歌山県支部 Tel 073(499)5682

## 9 その他

- (1) 講習終了後、修了試験を実施致しますので、鉛筆、消しゴムをご用意ください。
- (2) 所定の講習時間を修了し修了試験に合格した者には、技能講習修了証を交付します。また、希望者は「木材加工用機械作業主任者安全表示板」(1,320円/1枚)を販売いたします。
- (3) 受講票は発行していません。受講申込書が当支部へ到着次第、申し込み完了となります。

以上

### 【登録教習機関の登録】

この木材加工用機械作業主任者技能講習は、労働安全衛生法第14条の規定に基づき、林材業労災防止協会和歌山県支部が登録教習機関として登録して実施するものです。

登録労働局:和歌山労働局

登録番号:和第48労登録-8号

有効期間満了日:令和11年3月30日